

仕 様 書			
件 名	自衛隊神奈川地方協力本部広報 センター整備役務	作 成 者	自衛隊神奈川地方協力本部
		仕様書番号	
		作成年月日	令和8年4月13日
<p>1 総 則</p> <p>本仕様書は、自衛隊神奈川地方協力本部で実施する、広報センター整備役務において適用する。</p> <p>2 場 所</p> <p>自衛隊神奈川地方協力本部（神奈川県横浜市中区山下町253番地2号）</p> <p>3 概 要</p> <p>本部庁舎1階広報センター内の展示ブース及びスクリーンの撤去及び撤去後の壁・床の補修</p> <p>4 納 期</p> <p>令和8年7月31日（金）</p> <p>5 一般事項</p> <p>(1) 契約後速やかに工程表を官側に提出し承認を得るものとする。</p> <p>(2) 撤去した有価物（展示ブース）については、官側の指定する場所（横浜駐屯地）へ搬入するものとする。</p> <p>(3) スクリーン等を撤去した際に発生した有価物（展示ケース）以外の産業廃棄物については適正に処理し産業廃棄物管理票を提出するものとする。</p> <p>(4) 作業にあたっては、作業前・中・後の写真を撮影し報告書と併せて提出するものとする。</p> <p>(5) 作業は、原則平日夜間及び休日を実施するものとし課業開始時間（平日0830）までに勤務可能な状態に復旧しておくものとする。</p> <p>(6) その他疑義が生じた場合は、官側と協議し実施するものとする。</p> <p>6 特記事項</p> <p>(1) 撤去する展示ケース及びスクリーンについては、別紙「広報センター撤去品目配置図」による</p> <p>(2) 撤去に関しては、本仕様書による他、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）に基づき実施するものとする。</p> <p>(3) 展示ケースについては、吊ボルトを切断し展示ケース及びレール部分を撤去するものとし、天井部については残地する。</p> <p>(4) スクリーン木壁については、解体し処分するものとする。</p>			

仕 様 書

仕様書番号

- (5) スクリーンを撤去したのち、壁及び床面の下地補修を実施するものとする。
- (6) 下地補修後における、壁紙（クロス）の施工に関しては、広報センター現状の品目または同等のものを使用するものとする。

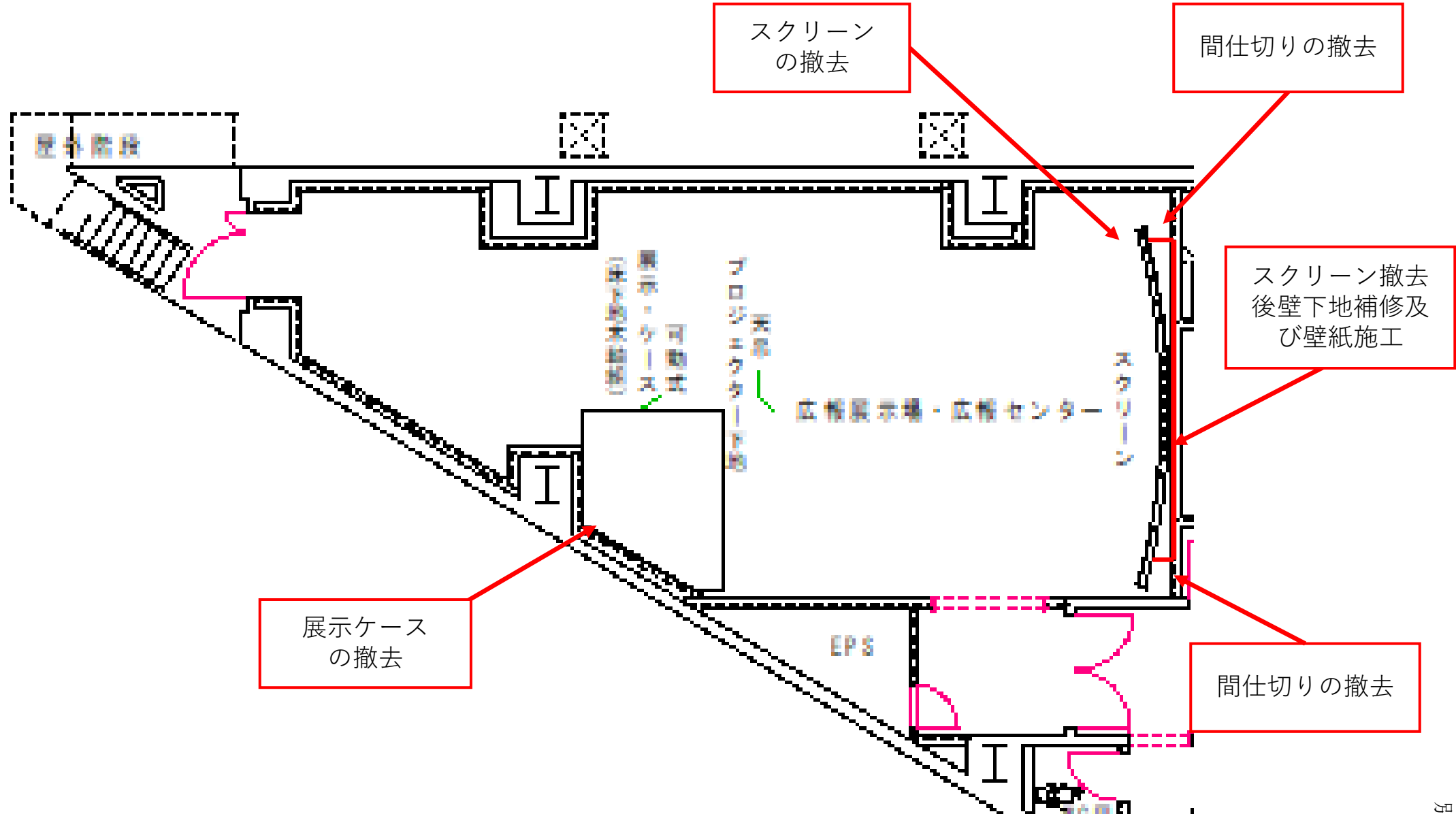
7 提出書類

- (1) 工程表
- (2) 報告書
- (3) 役務完了届
- (4) 役務写真（作業前・中・後）
- (5) 産業廃棄物管理票

8 検 査

施工後、提出書類の確認をもって検査完了とする。

広報センター撤去品目配置図



可動式展示ケース詳細



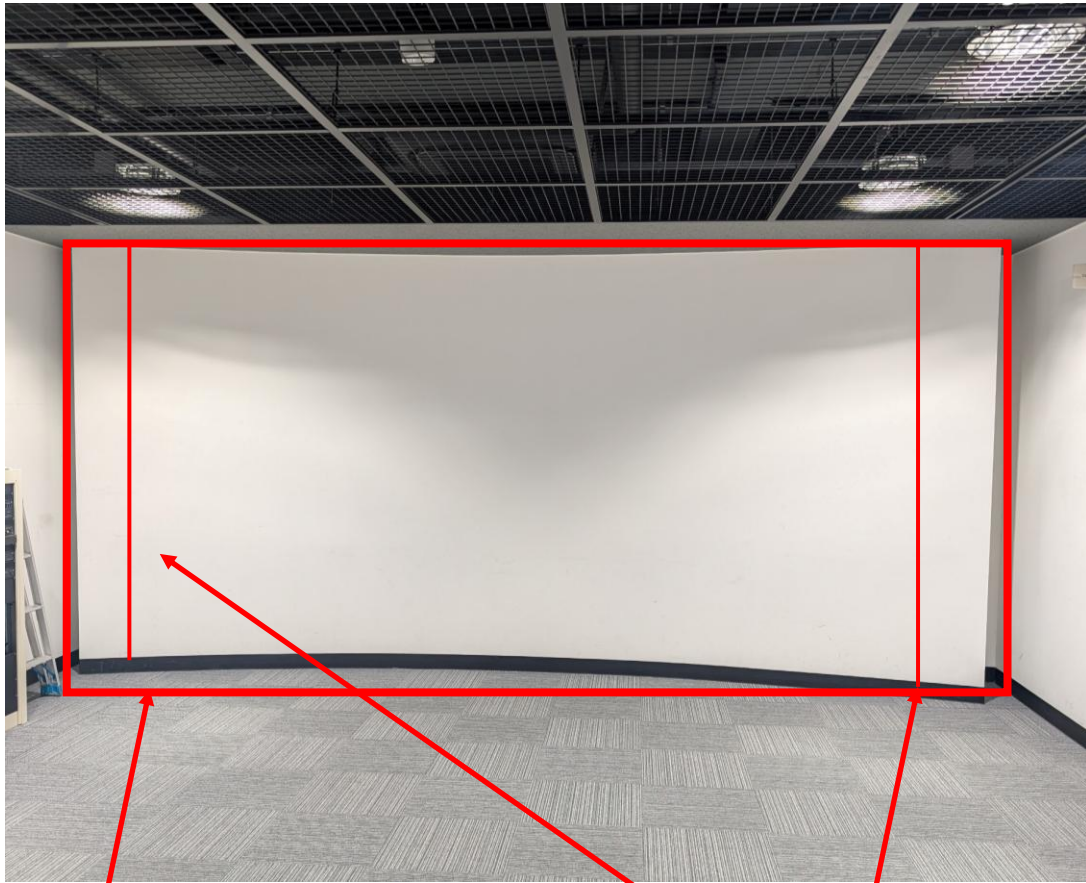
天井部：未撤去

撤去品：展示ケース×4
寸法：高さ2,200mm
横1,200mm
幅360mm

撤去品：レール×8
寸法：長さ3,000mm
幅25mm



スクリーン詳細



撤去品：スクリーン
寸法：高さ2,700mm
横 5,600mm
幅 130mm

スクリーン裏の間仕切り壁も併せて撤去する。